

## せんとくんパフォーマンスチーム派遣運營業務委託事業者募集要項

### 1 適用

本要項は、せんとくんパフォーマンスチーム派遣運營業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

### 2. 委託業務の概要

#### (1) 業務名

せんとくんパフォーマンスチーム派遣運營業務

#### (2) 業務の目的

奈良県マスコットキャラクター「せんとくん」を活用した情報発信・PRを行うことで、奈良県への観光誘客を促進する。

#### (3) 業務の内容

以下の業務を企画運営すること。

- ① 県が指定する行事等におけるせんとくんの操演の実施
- ② Twitter 等 SNS を活用したせんとくんの活動状況報告及び奈良県の情報発信の実施
- ③ 貸与物品の管理・メンテナンスの実施
- ④ オリジナルノベルティの作成及び活用
- ⑤ 実績報告

※詳細は、せんとくんパフォーマンスチーム派遣運營業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載。

#### (4) 委託料上限額

6, 541, 986円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

#### (5) 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日(水)まで

#### (6) 企画提案書等の作成等に要する経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は、提案者の負担とする。

### 3. 手続き等

#### (1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県観光局観光プロモーション課 プロモーション推進係

電話番号 0742-27-8482

※ただし、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

ファクシミリ 0742-27-3510

#### (2) 参加表明書（様式1）の提出

- ① 提出部数 1部
- ② 提出方法

(1)の担当部局に持参又はファクシミリにて送信すること。

なお、ファクシミリにて送信する場合、必ず電話にて送信した旨を連絡のこと。

### ③受付期間

令和2年3月4日（水）～令和2年3月19日（木）午後5時まで

## (3)企画書等の提出

### ①提出書類

1)参加申込書（様式2）

2)企画提案書（任意様式）

企画提案書には「仕様書」を踏まえ、以下の項目を盛り込むこと。また、各項目ごとにインデックスを付し、閲覧性に配慮すること。

#### ア) 業務実施方針

#### イ) 企画運営内容

・**企画案**：せんとくんの効果的な活用について企画提案すること。その際、以下の内容を必ず盛り込むこととする。

a)せんとくんを活用したイベント等の企画案(企画案を2案提示すること)

(企画例：せんとくんの誕生日イベント、女性ファン向けバレンタインイベント等)

b)せんとくんを活用した効果的なパフォーマンスの演出

c)その他せんとくんを活用した観光誘客に効果的な企画等の独自提案

・**SNS活用案**：SNSを活用した情報発信について提案すること。その際、以下の内容を必ず盛り込むこととする。

a)利用するSNSの名称(複数可)

b)当該SNSの更新頻度・回数

c)当該SNSを用いた効果的なPR手法

・**貸与物品管理案**：貸与物品の管理・メンテナンス方法について提示すること。その際、以下の内容を必ず盛り込むこととする。

a)貸与物品の保管・管理場所

b)具体的なメンテナンス方法・時期(頻度)

・**オリジナルノベルティ案**：作成するノベルティについて提案すること。その際、以下の内容を必ず盛り込むこととする。

a)作成するノベルティの内容

b)作成するノベルティの個数

3)事業者概要書（様式3）

4)同種又は類似業務受注実績（様式4）

5)委託業務実施体制（様式5）

6)見積書

宛名は「奈良県知事」とし、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

### ②提出部数

①の提出書類7部（正1部、副6部）

※副6部については、提案者を判読できるような用紙の使用や記載は行わないこと。

### ③提出方法

(1)の担当部局に持参又は郵送すること。

### ④受付期間

令和2年3月4日（水）～令和2年3月26日（木） 正午まで（必着）

なお、持参する場合は土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。ただし、令和2年3月26日（木）は午前9時から正午までとする。）郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とすること。

#### (4) その他

- ① 1事業者につき1提案とし、再提出は認めない。
- ② 参加表明書を提出した応募者が、企画提案書等の提出を辞退する場合は、提案辞退届（様式任意）を令和2年3月26日（木）正午《必着》まで、(1)の担当部局に持参又は郵送すること。

### 4. 質問の受付

#### (1) 受付期間

令和2年3月4日（水）～令和2年3月12日（木）正午まで

#### (2) 受付方法

質問票（様式6）に必要事項を記載のうえ3の(1)の担当部局にファクシミリにて送信すること。  
なお、送信後、電話にて送信した旨を連絡すること。

※電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。

#### (3) 回答方法

質問に対する回答は、「奈良県観光プロモーション課ホームページ」に質問の要旨と併せて公表し、質問者への個別の回答は行わないものとする。なお、質問者名は明示しない。回答は令和2年3月18日（水）までに行う予定。

### 5. 日程

令和2年	3月	4日（水）	公告・募集要項配布及び企画提案書・質問等受付開始
		3月12日（木）	質問受付終了（正午まで）
		3月17日（火）	質問回答
		3月19日（木）	参加表明書受付終了（午後5時まで）
		3月26日（木）	企画提案書等受付終了（正午まで）
		3月27日（金）	選定審査委員会開催（プレゼンテーション実施、選定）

### 6. 審査及び最優秀提案者の選定等

#### (1) 企画書等の審査

① 審査は「せんとくんパフォーマンスチーム派遣運營業務事業者選定審査委員会」において、次の審査項目について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とする。  
なお、審査は非公開で行う。

##### 1) 業務実施体制（評価全体の10%）

・実施体制（人員・経験等）や過去の業務実績から判断して、委託業務を安定的に遂行できるものであるか。

##### 2) 業務実施方針（評価全体の10%）

・本業務の目的をよく理解した提案となっているか。

##### 3) 操演実施能力（評価全体の20%）

・せんとくんのキャラクター性を理解した動きができているか。（親しみやすさ、動きの機敏

さ等クオリティーが担保できているか)

※選定審査委員会において実際に「せんとくんなら知っている」のダンスを1名に踊っていただきます。着ぐるみは当日審査会直前に貸与。(「せんとくん」の着ぐるみに入るキャストは、身長160cm程度以下とし、女性が望ましい。)

#### 4) 企画内容

- ・パフォーマンス演出内容は奈良県への観光誘客促進に効果的な提案となっているか。(評価全体の10%)
- ・SNSを活用した情報発信手法等について、奈良県への観光誘客促進に効果的な提案となっているか。(評価全体の10%)
- ・奈良県への観光誘客促進に効果的な企画等を独自に提案しているか。(評価全体の10%)
- ・オリジナルノベルティ案について、奈良県への観光誘客促進に効果的な提案となっているか。(評価全体の10%)

#### 5) 貸与物品の管理・メンテナンス方法(評価全体の10%)

- ・貸与物品の管理・メンテナンス方法に問題はないか。

#### 6) 経費(評価全体の10%)

- ・県が提示した予算額に見合った提案及び実行計画となっているか。

②提出のあった企画書等については、プレゼンテーション審査を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類選考を行う場合がある。

③審査結果は、審査終了後速やかに、応募者全員(書類選考を行った場合のプレゼンテーション審査結果については、書類選考通過者全員)に対して文書で通知する。

④プレゼンテーション審査は、令和2年3月27日(金)に行う予定。時間等詳細は、後日応募者に対して連絡する。

⑤プレゼンテーションについては、応募者からの説明時間を15分以内とし、質疑応答を含めた1事業者あたりの時間は25分以内とする。プレゼンテーションは、今回提出していただく書類により行うことを基本とするが、詳細については、後日連絡する。

### (2) 最優秀提案者の選定

(1)により最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。ただし、評価結果によっては選定しないことがある。

### (3) 運営事業者との契約

①選定審査委員会により最優秀提案者として選定された者が受託者の候補者となり契約締結の交渉を行う。協議が不調のときは、選定審査委員会により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の協議を行う。

②契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

- 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記 1) から 5) のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記 1) から 5) のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記 6) に該当する場合を除く。〕において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

#### (4) その他

- ① 企画提案書でなされた有効な提案については必ず実施すること。
- ② 採択された事業計画は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

#### 7. その他

- (1) 企画提案書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- (2) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を奈良県に無断で他に使用することはできない。
- (3) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県観光プロモーション課の指示に従うこと。
- (4) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合、損害賠償は行わない。
- (6) 選定結果について選定業者、応募者数、順位及び点数を公開するものとする。また、県民等からの情報公開の請求に応じて提案書等の開示を行う場合がある。
- (7) 提出期限までに参加申込書及び提案書の受理数が 2 者に満たない場合においても、再公告の手続きを踏まずに審査手続きを行う。なお、その場合、各審査項目において各委員の評価の合計点が 6 割以上であることを契約相手方特定の条件とする。